
○副議長（井上 学）休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪弘子議員。

〔32番火爪弘子議員登壇〕

○32番（火爪弘子）日本共産党の火爪弘子です。

知事の政治姿勢について、まず3問伺います。

富山県と中国遼寧省との友好協定締結40周年に当たり、先月には新田知事と李楽成遼寧省長との間で覚書も締結されました。

本来、日本と中国は経済的にも文化的にも密接な関係にある隣人であり、交流には大きな意義があります。一方、日本と中国の政府間には様々な緊張・対立関係が存在しています。地方での交流が両国関係の改善に資することを心から期待するものです。

日本共産党は、昨年3月に日中両国関係の前向きな打開のための提言を公表し、日中両国政府に平和的外交努力による関係改善を直接働きかけてきました。

提言は、1972年の国交正常化以来、日中政府間には関係改善の土台となる様々な合意があることを指摘しています。第1は、2008年の日中首脳会談で交わされた、双方はお互い協力のパートナーであり、お互いに脅威とならないとの合意、2つ目は、2014年の尖閣諸島問題について、異なる見解を有しているが、対話と協議を通じて問題を解決するとした合意、3つ目は、軍事的対応を排して対話と外交での紛争の解決を目指すASEANインド太平洋構想への両国政府による賛成の態度表明です。

そして、我が党のこの提言には、岸田首相からも中国の駐日大使からも直接賛意の表明が寄せられてきました。

今、様々なレベルの交流の機会にも、これら合意に立ち返り、中国政府に対しては、東シナ海をはじめとした周辺地域での武力を背景とした覇権主義的な行動をやめるよう働きかけ、日本政府に対しても、中国をにらんでの敵基地攻撃能力の保有と軍事拡大、中国を射程に入れた攻撃型長距離ミサイルの配備などをやめ、徹底した対話、外交の努力に徹するよう働きかけることが必要です。

日中関係の未来について、新田知事の見解を伺います。

次は、教育問題についてです。

昨年8月から9月に行われた第10回海外教育事情視察団の中で、現教育委員である牧田和樹氏の講話が波紋を広げています。報告書によれば、牧田氏は講話の中で、「国家の繁栄は教育がもたらすものであり、社会に役立つ人材、つまり子供という商品の価値を高め輩出するのが学校」であり、「決して保護者のためではなく、国家繁栄のために教育があることを肝に銘じてほしいと思います」と述べられています。驚くべき発言と言わなくてはなりません。

教育基本法は、教育の目的を子供の「人格の完成」にあるとし、侵略戦争に国民を動員した戦前の教育への痛苦の反省から、国家繁栄のために奉仕する教育を厳しく退けてきました。教育は子供たちそのもののためにあるというのが憲法と教育基本法の立場です。

子供たちを「商品」と言い放ち、教育基本法を否定するこうした考えの方は、仮に経済人として信頼のある方であっても、少なくとも教育委員としては不適格であり、辞任を求めるべきと考えます。知事の見解を伺います。

秋の知事選挙に向けて、知事と旧統一協会との関係が改めて問われています。

5月19日に信教の自由を考える富山県集会を開催した県平和大使協議会の幹部が、集会後の記者会見で、個人として新田知事支援に前向きな姿勢を示したと報道されました。トップの意向は組織の動きにつながるでしょう。知事が意識していなくても、向こう側にとって知事は広告塔だったわけですから、簡単には離しません。毅然とした言葉を使わなければ関係を切ることはできないでしょう。

知事は17日の岡崎議員の質問にも、「強い言葉を使うと宗教への抑圧になる。信者も県民の一人である」と答弁をされました。結局は、統一協会に最大限の配慮をしている答弁だと思います。

統一協会は、今や国から宗教法人法に基づく解散命令を申請されている団体です。私も、消息不明になったお子さんを持つ親御さんから御相談を受けたことがあります。こうした被害者も県民です。加害者を断罪することは、県民を切り捨てることでは決してありません。

私からも改めて知事の見解を伺います。

次に、能登半島地震からの復旧・復興について伺います。

17日に追加提案された上限767万円の宅地液状化等復旧支援事業を歓迎しています。同時に、東蓮町など富山市内の被災地の皆さんからは、本当に自分たちが対象になるのかとの疑問の声が上がっています。

というのは、2月議会で提案された120万円の被災木造住宅耐震化支援事業に当初は期待をしていたのに、公費解体で家が壊され、上に家がなければ対象にならないとか、申請締切りは年度内ですとか、新しい家は対象外ですなどと、いろいろ説明を受けて諦めた人たちがいる、そういう経過があるからです。結局、今、富山市から

のこの制度の申請はゼロです。いまだにありません。全県での取組や申請状況はどうなっているのでしょうか。

新たな宅地液状化等復旧支援事業についても、住民には大変分かりづらい制度です。少なくとも、液状化被害が集中した地区ごとの説明会や個別相談会の開催などを市と共に取り組むなど、必要とする被災者にちゃんと届く制度にしてほしいと思います。被災地では住宅再建を迷っている人も多く、申込み期間も、今年度中ということではなくて数年間に設定してほしいと思います。

被災者に寄り添った制度と柔軟な運用を切に要望し、どう取り組んでいくのか土木部長に伺います。

市町村が主体となって行う面的な宅地液状化防止事業については、各地でボーリング調査が始まっています。全県の調査箇所数や取組状況をどう把握しているのでしょうか。

対策地域や工法の確定にはまだ時間がかかります。事業の完了には約3年かかるとの説明もありました。被災者は先行きが見えず、不安な毎日を送っています。

国は地権者の同意要件をなくしましたが、反対する住民が出ないとも限らず、全国的には、検討したけれど事業実施に至らなかった地区も多数あると聞いています。地権者の財政負担も生じないようにしてほしいものです。

県としても、できるだけ早く対策事業が進むよう市を支援してほしいと思います。土木部長の見解を伺います。

公費解体などで更地となった宅地に対しては、地方税法第349条で固定資産税を6分の1のまま軽減する特例措置が2年間延長されることになっています。

しかし、液状化対策事業の対象地域などでは、対策に係る約3年間はその場で自宅を再建することもかなり困難です。売却も難しいでしょう。2年間の特例措置の延長が必要です。東日本大震災の際には10年間、熊本地震の際には6年間、国が主導して延長されています。減免制度を判断するのは市町村ですから、県からも国に働きかけることが必要です。地方創生局長の見解を伺います。

県内の地震被害想定調査については、13日の代表質問で答弁がありました。私はその土台である活断層の調査について伺います。

県内の断層の中でも、高岡断層や魚津断層帯、また氷見沖の海底断層については、被害想定上も調査が必要と専門家の指摘があり、国の調査と長期評価が間に合わないのであれば、県の独自調査を行うべきだと思います。

東日本大震災の後に富山市が呉羽山断層帯の独自調査を行い、海域部分はたしか県が行ったと思います。国はその結果をどう扱っているのでしょうか。また、独自調査に国からの財政支援はないのでしょうか。国による県内の内陸部の活断層の地域評価や海域活断層の長期評価の今後の実施見込みと併せて、危機管理局長に伺います。

次に、戦後80周年に向けて伺います。

来年は戦後80年、被爆80年に当たります。

戦後50周年の際には、県と市町村会、遺族会、北日本新聞社が実行委員会をつくって記念事業に取り組みました。

県内では今、富山大空襲を語り継ぐ会などの市民団体が体験を語り継ぐ活動を行い、空襲記念館の建設を目指す動きもあります。戦争体験を語り継ぐ高校生グループの活動も生まれています。また、富山県被爆者協議会なども県の支援を受けて被爆体験集「叫び」を

発行されています。

来年の8月に向けて、県が、こうした幅広い県民、市民団体やマスコミの皆さんとも一緒に実行委員会をつくるなどして知恵を集め、多彩な記念事業を準備すべきと考えます。新田知事の見解を伺います。

次に、地域公共交通の再構築について伺います。

富山市が呼びかけて、県東部7市町村による富山地方鉄道の再構築に関する協議が進んでいます。

富山地鉄社長からは、「みなし上下分離を」とか「年内にも一定の結論を」とかの発言もありますが、関係自治体での議論は今始まったばかりです。県が、さきの副知事の答弁にありましたように、まずは市町村で十分な検討をと言うのもよく分かります。

しかし、県東部の地鉄線は3路線がそれぞれ違う性格を持ち、市町村ごとにその区間の収支状況も路線の長さもまちまちです。並行してあいの風とやま鉄道が走っている区間もあって複雑です。市町村の議会などでも、昨日も県の関わりを求める声が強く出されているようであります。

まずは県が協議の場に立ち会うことで、共に考えていくという姿勢を示すことが大事ではないでしょうか。その中で県主導なのかどうなのか、県の関わり方を検討していけばいいと思います。交通政策局長の見解を伺います。

JR高山線についても、富山市を中心に経営形態を含む検討が行われています。こちらのほうは、検討会に県もオブザーバーとして参画してきました。検討状況をどのように認識しているのでしょうか。

そして、相手は富山地鉄のように経営の厳しい地元会社とは違い

ます。城端線・氷見線の議論の際にも指摘したように、多額の内部留保を抱えるJR西日本であり、県民的な議論と交渉力が求められます。検討経過の徹底した情報開示も必要です。どのように取り組んでいくのか交通政策局長に伺います。

次に、気候危機対策について伺います。

地球の気温上昇が止まりません。世界気象機関によれば、2023年の世界の平均気温は史上最高となり、産業革命前に比べ1.45度前後の上昇となりました。1.5度以上上昇すると、地球環境が人間の力では制御できなくなる転換点、ティッピングポイントを超える危険性があると指摘されており、もはや地球の温暖化は危機的状況に突入しています。

県は、富山県カーボンニュートラル戦略に基づいて対策に取り組んでいますが、先日公表された2021年速報値によると、2013年以来一貫して減り続けてきた県内の温室効果ガス排出量が、今回は前年度比で3.7%増加する結果となりました。

コロナ禍が続き、エネルギー消費量が前年度比プラス0.2%とほとんど増えていないにもかかわらず、なぜ増えたのか。原因をどう捉え、どう打開しようとしているのか、知事政策局長に伺います。

日本政府が石炭火力発電から脱却する姿勢を示さないことに、世界から批判の声が上がっています。COP——国連気候変動枠組条約締約国会議でも、日本は環境NGOから毎回不名誉な「化石賞」を贈られています。

特に北陸電力は、電源構成に占める石炭の割合が2022年で46%と高くなっています。こうしたことから、北陸電力も、2024年の今年度中に富山新港の火力発電のうち1基を廃止することを計画してき

ました。志賀原発再稼働のめどが立たなくなっても、再生可能エネルギーの実用化を急ぎ、計画どおりに北陸電力が火力発電の廃止に取り組むよう、改めて県からも働きかけるべきと考えます。知事政策局長に伺います。

かねてから提案してきたソーラーシェアリング——営農型太陽光発電の取組が南砺市でスタートしたと聞いて視察をしてきました。農地の上に一定の高さの太陽光パネルを設置し、農業収入に加え売電収入の確保を目指す取組です。

これまでは、積雪量が多い県内ではなかなか利益確保が望めないと考えられ、全国で唯一取組がなかったのが富山県でした。しかし、工夫次第では利益も見込めるとの専門家のアドバイスもあって、南砺市の2か所の農地で高麗人参やサツマイモの栽培が計画され、農地転用手続も無事行われました。

うち、南砺市が株式会社南砺エナジーと連携して企画し高麗人参の栽培を目指す地域では、県外の大学生が移住してその担い手を引き受けることも決まり、採算も見込めるとのことで、大変頼もしく感じました。

県がこうした事例も参考に、専門アドバイザーを招聘して県内の可能性を探求し、市町村と共にモデル事業に取り組んではどうかと思います。期待を込めて佐藤副知事に伺います。

最後に、医療、介護事業所への支援について伺います。

社会福祉法人など介護事業所の経営が今深刻です。東京商工リサーチが6月7日に公表したレポートによれば、今年1月から5月の全国の介護事業所の倒産は、訪問介護34件、通所短期入所事業21件など合わせて72件となり、同月比較で近年最も高かった一昨年44件

の1.7倍となっています。職員不足のために受入れを休止している事業所も広がっています。富山県内の倒産、閉所、稼働休止などの件数はどうなっているのでしょうか。

また、今年度の介護報酬の改定では、基本報酬が1.59%引き上げられたものの、うち0.98%は介護職員の賃上げ分とされ、残りの0.61%で介護職員以外の賃上げや物価高騰を賄うことは不可能です。訪問介護事業所の報酬も下げられました。介護報酬の臨時改定や新たな支援を求める悲痛な声が寄せられています。現状と併せて厚生部長の見解を伺います。

ケア労働者の賃上げについても、改善を国に求める請願が今議会に提出されています。

国は、2024年度報酬改定で看護師や介護職のベースアップ2.5%を掲げ、診療報酬には賃上げ評価料を、介護報酬には賃上げ加算を盛り込みました。しかし、請願によれば、日本医療労働組合連合会傘下の職場でも、今年の賃上げはベースアップ分で1.81%、諸手当を含めても2.97%で、連合傘下の全産業平均賃上げ5.08%と比べると格差がさらに広がったとのこと。

国会でも、6月5日、衆議院厚生労働委員会で、介護や障害福祉職員の処遇改善の検討を求める決議が、全会一致という異例の形で採択をされています。県からも、臨時の報酬改定など国に支援を強く働きかけていくことが必要と考えます。厚生部長の見解を最後に伺って、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（井上 学）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）火爪弘子議員の御質問にお答えします。

まず、平和外交についての御質問にお答えします。

本県と中国遼寧省の友好県省締結40周年を記念して、先月、私が友好訪問団の団長を務め中国を訪問しました。今回は、山本議長をはじめ県議会や経済界からも参加いただき、遼寧省では書記や省庁から盛大な歓待を受けるとともに、県と遼寧省、県議会と省人民代表大会、さらには民間団体まで、幅広い分野で計4つの覚書を結ぶことができました。

地方自治体レベルだからこそできる交流の積み重ねの重要性を改めて実感したところでありまして、両県省双方が今後一層の広がりや深まりのある交流に努めていくことが大切であると考えています。

一方、日中両国は、5月26日にソウルで開催された首脳会談で、戦略的互惠関係推進を確認しておりまして、6月1日にはシンガポールで両国の防衛相も会談し、対話や交流の推進で合意したところでは、外交政策については、我が国の安全の確保に関わる事柄であり、世界の動向を見極め、今後とも政府において適切に対応していただきたいと考えております。

地方同士による多様な交流は、国と国との関係を底支えして、より強靱なものにしていくものだとして理解をしております。富山県としては、これまで同様、地方レベルの具体的な交流を積み重ねていき、将来に向かってより一層国際的な相互理解、また相互信頼を確固たるものに構築していくことが重要と考えています。

今後とも様々な国際交流・協力事業の取組を通じて、世界の平和と友好の実現に寄与していきたいと考えます。

次に、教育委員についての御質問にお答えします。

議員から紹介がありました海外教育事情視察ですが、これは県内の経営者団体が主催されたものと承知をしております。

教育委員については、多岐にわたる教育行政の課題に対して、教育行政の改革、教育現場の改善に取り組んでいく必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、県議会にお諮りをして同意をいただいた上で任命をしました。

現在、教育委員を務めていただいている方々には、教育基本法第1条で定めている「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育の目的の趣旨を理解された上で、その知見を持って教育委員として御尽力いただいているものと認識しています。

委員の皆様には、引き続き識見を生かして教育行政の推進に御尽力いただきたいと考えております。

次に、旧統一教会についての御質問にお答えをします。

旧統一教会は、これまでも元信者などから訴訟が提起され、損害賠償請求が認められた事例が複数あり、コンプライアンス上の問題がある団体だと認識しています。

政治家として、また県知事として、コンプライアンス上の問題がある団体とその関連団体とは関係を持たない、このことは、令和4年8月9日の定例記者会見で約束すると申し上げて以降、これまでも繰り返し明確に申し上げ続けてまいりました。

一方で、県知事の権限は強く、影響力も大きいものと認識をしております。県内3,900を数える宗教法人を管轄している立場からも、宗教団体への圧迫に当たらないように、また一部の県民の方を切り

捨てるような言い方にならないよう、言葉遣いは慎重にさせていただきます。

また、昨年12月には、国が裁判所に解散命令を請求した宗教法人の資産状況を適時把握できるようにするための法律が成立するなど、被害者救済に向けた動きが着実に進められています。

富山県としても、被害者救済のため、3か月にわたり電話相談窓口を開設して丁寧に対応をしてきました。これからも被害者救済にはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

私からは最後になりますが、戦後・被爆80周年についての御質問にお答えします。

悲惨な戦争の体験と記憶を風化させず、平和の尊さを次世代に語り継いでいくことが私たちの重要な使命と考えています。

これまでも昭和38年以来、毎年、県戦没者追悼式を継続開催し、さきの大戦で亡くなられた戦没者の御冥福をお祈りするほか、平成17年度からは、戦争の悲惨さを伝えていくために、小中学校への戦争体験者による語り部派遣を実施するなど、戦争体験談や平和への思いを語り伝える事業に取り組んでいます。

また、戦後50年に当たる平成7年から戦時下の暮らし展を開催し、多くの県民の方から寄贈いただいた戦時下の暮らしや富山大空襲に関する遺品や生活用品などを展示しており、現在も引き続き寄贈をお受けしています。

なお、富山大空襲については、富山市において令和元年度から資料のデジタルアーカイブスを作成しており、県からも戦時下の暮らし展実行委員会所蔵の資料を一部提供し、インターネット上で閲覧することができます。

戦後80年の節目となる来年度の戦時下の暮らし展の実施に向け、今年度はコロナ禍で中止していた語り部講演を復活し、来年度には次代を担う若者と連携して実施することができないかなど、開催方法の拡充を検討していきたいと考えております。

今後市町村や県遺族会など関係の皆様のご意見や御協力をいただきながら、戦争体験などを継承する事業に取り組み、戦争を二度と繰り返さないための社会意識の醸成に努めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（井上 学）佐藤副知事。

〔佐藤一絵副知事登壇〕

○副知事（佐藤一絵）私からは、気候危機対策のうち、営農型太陽光発電に関する御質問にお答えをいたしたいと思っております。

営農型太陽光発電というのは、農業生産と発電を両立する取組でございます。この営農型太陽光発電は、再生可能エネルギーの活用に加えて、農業者が自ら取り組む場合は収入の増加につながる、また、例えば中山間地域の荒廃農地において発電収入を確保することにより農地の再生につなげることができる、そういう場合もあることから、設置に当たりましては通常より長い期間での農地の一時転用許可が認められているところでございます。

県においては、これまでも導入する際の具体的な手続や他県の事例などについて、県のホームページをはじめ各種会議などで周知に努めてまいりました。その結果、議員からも御紹介がございましたが、昨年度、南砺市において県内で初となる2件の案件について一時転用の許可をしたところでございます。

ただ、全国的には、この営農型発電につきましては課題も生じて

おります。この制度は平成25年からスタートしておりまして、これまでに関東地域を中心に全国では4,000件を超える一時転用の許可が出ておりますけれども、残念ながら、中には発電に重きを置いてしまい営農がおろそかになっている不適切な事例が散見されております。

このため国におきましては、今年3月、一時転用許可について、営農が適切に継続されない事例を排除するための措置、これが講じられたところでございます。

本県においては、先ほどの2件の初のものにつきましては、今現在においては、まだ営農も発電も行われておらず準備段階でございます。そういう意味で、まずは実際の農業生産や発電の状況を検証する必要があると考えております。

国の動向も注視した上で、当面は引き続き営農型太陽光発電制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（井上 学）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）私には2問頂きました。

まず最初に、復旧・復興への支援のうち住宅耐震改修についての御質問にお答えをいたします。

被災住宅耐震改修支援事業につきましては、今回の能登半島地震において液状化により損傷を受け、耐震性が不十分であると判断される住宅の耐震改修や現地での建て替えにつきまして、これまでの既存事業に加えて、新たな補助事業として今年度から市町村と連携し実施しているものでございます。5月末現在でございますが、具

体的な相談件数は54件、そのうち交付決定は4件となっている状況であります。

この事業を実施するに当たりまして、住宅の改修ではなく建て替えを計画されている被災者においては、損壊しました住宅を解体後に建て替えることとなります。液状化の対策の検討などに、解体から、あるいは建て替えまでの時間を要する場合には、住宅の建て替えを終える年度ごとによって、予算の繰越しでも対応できない場合が見込まれることから、県としては、一人でも多くの方々にこの制度を御活用いただけるよう、現在、国と弾力的な運用について協議を行っているところでございます。

具体的には、一連のエリアの住宅につきまして、それぞれ住宅を建て替える実施の年度に補助金が交付されるよう協議しておりまして、この協議が整い次第、市町村へ周知し、必要な手続等を速やかに進めてまいりたいと考えております。

引き続き国と調整を進めまして、市町村と連携して被災者に寄り添った支援となりますよう努めてまいります。

次に、宅地液状化防止事業についての御質問にお答えをいたします。

国の宅地液状化防止事業につきましては、道路や下水道などの公共施設と隣接宅地とを一体的、そして面的に整備を行うものでございます。

御指摘いただきましたとおり、現在、住民の同意要件は廃止されておりますが、事業を進めるに当たりましては、対策工法やスケジュールなどについて段階を踏んで、そして住民と意見交換を重ね、説明を尽くし、理解を得ながら進めていくことになると考えており

ます。

その後になりますと、これまでございました熊本あるいは北海道札幌の事例では、住民の理解を得た事業計画を策定した後、道路や下水道など公共施設の災害復旧工事とも調整を図りながら、地下水低下や、あるいは地盤改良などから選定されました面的な液状化対策を進めていくということでございます。

現在、県内では富山市、高岡市、射水市、氷見市におきまして、工法の検討などのために面的整備に先立って実施しております、宅地の液状化による変動予測調査に着手しておりまして、現地で行われているボーリング調査の結果を踏まえまして、具体的な対策工法などについて検討が進められる予定でございます。

今後、県では、被災市と共に、面的整備などに携わる関係者と、最新情報や課題、あるいは事例の共有を随時図りまして、液状化被害を受けた地域の方々の意向に沿ってこれらの事業が実施されるよう、国の御協力も得ながら取り組んでまいります。

以上であります。

○副議長（井上 学）田中地方創生局長。

〔田中雅敏地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（田中雅敏）私からは、能登半島地震からの復旧・復興につきまして、被災住宅用地の固定資産税に係る関係市との連携の御質問にお答えいたします。

固定資産税制度におきましては、住宅政策上の観点から、現に住宅の敷地となっている土地は、固定資産税の課税標準を価格の6分の1などとする特例措置が講じられております。

その上で、震災等により滅失または損壊した住宅の敷地であった

土地につきましても、住宅の再建を支援するため、賦課期日に住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合には、地震発生後2年度分は当該敷地を住宅用地とみなしまして、被災住宅用地の特例措置が適用されているところでございます。

今後、県といたしましては、被災住宅用地の特例措置の延長につきまして、今後の復旧・復興状況などを踏まえまして、課税庁である市町村の御意見、御要望もお伺いした上で、必要に応じまして特例措置の延長に係る国への働きかけを検討いたしますほか、市町村が適切な対応を行うために必要な情報提供、助言なども含めまして支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（井上 学）武隈危機管理局長。

〔武隈俊彦危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（武隈俊彦）私からは、活断層の調査についての御質問にお答えします。

国の地震調査研究推進本部の下に設置された地震調査委員会では、各地域に分布する活断層で発生する地震を総合的に評価する地域評価を実施し、これまで関東、中国、四国、九州の4つの地域の単位で評価を行い、その結果を公表しておられます。

この地域評価ですけれども、現在、近畿地域で調査が進められており、本県を含む中部地域の調査は、この近畿の調査終了後とされておりますけれども、その実施時期は未定となっております。このため、先般行いました国への重要要望におきまして、早急な地域評価の実施を要望したところでございます。

日本海側の海域活断層の長期評価につきましては、本年夏頃まで

に活断層の位置、形状、発生する地震の規模などの評価結果を公表されるものと聞いております。

また、議員から御提案のありました活断層の独自調査につきましては、正確な活断層の位置や形状などを把握できれば、被害想定の精度の向上につながる可能性があること、さらに、その調査結果が新たな知見として国の調査の参考にされることがあれば、円滑な調査の実施に貢献できることなどの効果が期待されるものでございます。

県では、今年度、地震や津波の専門家によるワーキンググループを設置し、現在、被害想定調査の実施に向けた検討を進めていただいておりますけれども、活断層の独自調査に関しましても、どのような調査が必要か、また可能かについて、今後検討してまいりたいと考えております。また、その財源につきましても国と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（井上 学）田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也）私からは2問お答えいたします。

まず、富山地方鉄道の在り方の検討についてお答えいたします。

今年2月に策定しました富山県地域交通戦略では、本県の地域交通ネットワークの目指すべき姿として、骨格となる鉄軌道を中心としたネットワークを実現することを掲げております。また、ポイントとして鉄軌道サービスを強化するため、自治体の積極的な関与や駅を中心としたまちづくりを進める市町村との連携を示しております。

特に自治体の役割として、交通事業者の経営の範囲を超えるものの、その地域が必要と考えるサービスレベルの確保・向上については、地域の当事者として自らの投資により実現することもお示ししております。

富山地方鉄道の運営に関する勉強会は、今ほど申し上げました戦略の策定とほぼ同じ時期に、富山市が先頭に立たれ、沿線自治体との枠組みを設けられました。

鉄道事業の運営については、沿線住民等への影響はもとより、多額の費用負担を伴うことも想定されることから、自治体や地元関係者による主体的な議論の積み重ねが必要であると考えます。

県としましては、勉強会の動向を注視してまいります。現在は富山市がリーダーシップを取って進めている状況にあり、今後相談がある際にはしっかり対応してまいります。

次に、高山本線の運営に関する御質問にお答えします。

御質問にありましたとおり、富山市においては高山本線の運営について検討が進められております。

今ほどの答弁でも申し上げましたが、鉄道事業の運営については、沿線住民等への影響はもとより、多額の費用負担を伴うことも想定されることから、自治体や地元関係者による主体的な議論の積み重ねが必要であります。

富山市におかれては、富山ライトレールの取組に当たっても市長がリーダーシップを発揮され、沿線のまちづくりや市民の機運の醸成を図られたものと理解しており、そうした丁寧な対応を経て現在の形に至っているものと認識しております。

富山市においては、こうした経験を踏まえ、高山本線に関しても

丁寧に対応いただけるものと考えておりますが、城端線・氷見線の再構築の検討会は全て公開で検討を進めたところでありまして、こうした手法も助言してまいります。

○副議長（井上 学）川津知事政策局長。

〔川津鉄三知事政策局長登壇〕

○知事政策局長（川津鉄三）私からは2問お答えいたします。

まず、温室効果ガスの排出状況についての御質問にお答えいたします。

本県の温室効果ガス排出量につきましては、今年3月に公表した2021年度の速報値では、2013年度以降初めて増加に転じました。部門ごとの内訳では、産業部門及び運輸部門は引き続き減少いたしました。家庭部門、オフィス・ビル等の業務部門が増加いたしました。

この理由といたしましては、冬期の暖房需要が高かったこと、コロナ禍で停滞した社会活動が回復に転じエネルギー消費量が増加したこと、これに加えまして、円安による燃料コスト増により石炭火力の比重が高まったことが主な原因と考えられます。

このため県では、3月25日に県のカーボンニュートラル推進本部会議を開催いたしまして、改めて産業や家庭、業務等の部門ごとに担当室課を明確化しまして課題を共有するとともに、様々な関係団体に、担当室課を通じて温室効果ガス削減の取組を促すよう周知いたしました。

今後の県内の温室効果ガス排出量の算出の基礎となります2022年の国内全体の排出量は、4月に発表されておりました。節電や省エネなどにより家庭部門が減少し、産業部門も引き続き減少したこと

もあり、過去最少の排出量でありました。

このため、年度内を目途に公表を予定しております22年度の県内の排出量算出に併せまして、部門ごとの排出削減に向けた点検、分析に取り組むこととしております。

県としては、今後も温室効果ガスの排出削減に向け、庁内での情報共有に努め、関係機関や団体と連携しながら、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入促進、県民のライフスタイルの転換など、効果的な施策に取り組んでまいります。

次に、石炭火力発電所についての御質問にお答えいたします。

北陸電力が有する県内2基の火力発電については、需給状況等を踏まえつつ、1基は2024年度廃止予定、もう1基は今後検討される状況だと承知しております。

北陸電力とは、燃料コスト増などの影響で排出係数が微増する中で、これまでも脱炭素に向けた取組の情報交換を行ってきております。北陸電力からは、電源の脱炭素化に向け、水力発電所の新設や老朽設備のリプレース、入善沖や福井県あわら沖での洋上風力発電事業への参画、朝日町における陸上風力発電事業の開発、敦賀や七尾大田の石炭火力発電へのバイオマス混焼比率の増加など、再生可能エネルギーの導入等について積極的に取り組んでいくと伺っております。

資源の乏しい日本にとりまして代替電源の確保は大きな課題であり、国では、脱炭素社会の実現を見据え、電源構成を含めた次期エネルギー基本計画の策定に向けた検討を始めておられます。

折しも先週開催されましたG7サミットでは、温暖化ガスの排出削減対策が講じられていない石炭火力発電について、段階的廃止を

加速するという目標が再認識されました。

このような動向にも留意しつつ、北陸電力には、できるだけ安価な料金で県民や企業に電力を安定的に供給されることはもちろん、再生可能エネルギーのさらなる導入や、よりCO₂排出の少ない発電方式、設備など、電源の脱炭素化に向けて着実に取組を進めるよう、関係部局と共に働きかけてまいります。

以上です。

○副議長（井上 学）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは報酬改定に絡んだ問題について、御質問2点についてお答えいたします。

まず最初は、県が指定を行っている介護サービスですが、これは約750サービスございまして、そのうち廃止届や休止届が提出された件数は、今年1月から5月までで12件ございました。同じ期間で比較すると、令和5年は12件、令和4年は3件でございました。

今年5月までの12件のうち、廃止や休止の理由は複数回答で14件ありまして、人員不足によるものと会社合併や事業統合によるものがそれぞれ4件、経営状況の悪化が3件、その他が3件でございました。

令和6年4月の介護報酬改定においては、全体としてはプラスとなる改定が行われたものの、サービスごとの収支差率等が踏まえられた結果、議員御指摘のとおり、訪問介護など一部のサービスにおいては基本報酬の引下げが行われたものでございます。

今回の介護報酬改定が各事業所の経営にどのような影響を与えているかについて、今のところ、我々、十分なデータを得られていな

いのですけれども、県としては、今後、その影響も含めまして介護事業所の経営状況を注視していくとともに、介護事業所が安定的、継続的にサービスを提供できるように、引き続き介護事業所の経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定を国に働きかけてまいります。

次に、報酬改定の結果の件でございますけれども、まず診療報酬の改定につきましては、議員御紹介のとおり、医療従事者の賃上げを目指すこととされているものでございます。

介護報酬改定については、3種類あった処遇改善加算が一本化されるとともに、加算率の引上げが行われております。加算率については、サービスごとの介護職員数を踏まえてサービスごとに設定されておりますけれども、今回の見直しによりまして、事業所内での柔軟な職種間配分が認められるということになりました。

国は、各事業所に対して、今般の報酬改定による加算措置の活用や賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度にプラス2.5%、令和7年度にプラス2.0%のベースアップを実現するようにお願いをしているところでございます。

先ほどと似ているんですけれども、今回の報酬改定によるケア労働者の賃金水準の影響についても、現時点では十分なデータは得られていなくて引き続き注視するというにはなりますけれども、県といたしましては、介護職員の処遇改善加算取得のための相談窓口の設置、そして富山県医療勤務環境改善支援センターでの医療機関からの相談対応などにより、各事業所等の処遇改善加算の取得などを積極的に支援するとともに、さらなる処遇改善が進められるよう、全国知事会とも連携しつつ国に対して働きかけてまいります。

私からは以上です。

○副議長（井上 学）火爪弘子議員。

〔32番火爪弘子議員登壇〕

○32番（火爪弘子）知事に2問、土木部長に1問再質問をさせていただきます。

まず、教育委員牧田さんの発言であります。

知事からは、不適切な発言だという認識は表明されませんでした。教育基本法を理解した上で就任をしているという答弁があったわけでありますけれども、教育基本法を理解していても、意見が違うということもあり得るわけであります。

「子供は商品だ。国家繁栄のために教育がある。」という認識について知事はどう思われるのか、御答弁を頂きたいと思います。

次に、統一協会についてです。

この問題は、知事と何回も何回も、嫌というほど同じ答弁をお聞きしてまいりました。先ほど申し上げたのは、今回の答弁を聞いても知事は旧統一協会に最大限の配慮をしているように受け止められると、私は感想を申し上げました。

富山市長をはじめ他の市長が旧統一協会とは関係を持たないと名指しをしているのに対して、知事は決して名指しはしません。宗教問題一般とすり替えております。宗教の問題ではないと。

もう一つは、被害者の苦しみに本当に心を寄せているのかと。私は、お姉さんが行方不明になった御家族の切実な声をずっと聞いてまいりました。そういう人たちが今必死に闘っている。裁判でも闘っているし、訴えている。知事は統一協会と関係を明確に断ってほしい。こういう方々も県民であります。罪を憎んで人を憎まず。決して関係断絶を表明することは県民を切り捨てることにはならない

と思っております。

何回もなので恐縮ですけれども、あえて伺っておきたいと思えます。

もう一つは土木部長に、東蓮町の被災者の皆さんの切実な御要望を伺って、ぜひ、せめて県内7か所でしょうか、液状化被害の面的対策を進めている地域で、制度の説明会や個別相談会をやってほしいという御要望を伺ってきているわけで、それについて答弁がありませんでしたので伺っておきたいと思えます。

もちろん立場は、窓口は市町村なので富山市なので、そちらがやるのが筋だということが基本だと思います。

しかし、この間のお話を伺っていると、せっかく県が120万円の制度をつくった、マックス766万円の制度をつくった。しかし、液状化被害はほとんど初めてです。新しい制度として工夫してつくった。工夫してつくったから実際に説明をしてみたら、本当にマッチングできるのかどうなのか実証がされていないわけですね。マッチしない事例がたくさん現場で出てきているわけでありませう。

しかし、市町村は、これは県と国の支援を受けている制度なので、できませんという説明をするわけですよ。無理ないと思うんですね。そのときに、やっぱり県も一緒になって、いや、やっぱり災害の場合は、制度に現実を合わせるんじゃなくて現実に仕組みを合わせて発展をさせなければいけないんです。

そういう姿勢が求められているからこそ、現場で市と一緒に説明をしてほしい。その場で市と一緒に県も説明してほしい。そして、じゃ、それについては拡充を考えましょうという答弁は県にしかできないわけでありませうので、改めて要望し、再答弁を求めたいと思

います。

○副議長（井上 学）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）再質問を頂きましたので、お答えをいたします。

まず、教育委員についての質問でございます。

いろいろと、一部一部、切り取って切り取っての質問になっているので、場合によってはそれだけを聞いておられる方に誤解を招くかもしれないと思うので、ちょっと時間がかかりますが、もう少し状況を説明させていただきたいと思います。

火爪議員が御指摘されているのは、昨年8月29日から9月6日まで、富山経済同友会が派遣をした海外教育事情視察という事業であります。昨年で10回目を数えております。

参加されたのは約20名ですね。名誉団長として経済同友会特別顧問の中尾哲雄さん。この中尾哲雄さんの個人寄附がこの事業の原資となっています。昨年は、本県の高校、中学校、小学校の教諭の皆さん9名が御参加でした。プラス、お世話役として経済界の方々が参加されております。経済界の方々は自費、自腹での参加になっています。そういう意味ではボランティアな活動ということが言えます。

参加されている方々の中の複数の方々は、本県の教育問題に関する審議会などの委員も務めていただいている方々でございます。その中で、御指摘の牧田和樹さん。私は、民間人の牧田さん、それも公職に就いていただいている方を、議会の場で、公選された議員の方が名指しで批判をするというのは大変に不適切なことだと思っておりますが、それはさておき、牧田副団長がこの視察団の最中に、海外で

講話をされました。対象は9名の先生方、それからスタッフとして行っている経済界の皆さんを対象に講話をされました。

その報告書ができて、それは、私もそうですが経済同友会の会員、それから参加された教師などにも配られているというふうに理解しております。あくまで内部資料ということで、公表されているものではありません。

その牧田さんの講話はどういう内容かというと、「一般的な貨幣経済下において、会社は商品を提供し、顧客が代金を払います。ここで、商品の価値と代金とのバランスが取れていれば商売は成立しますが、それが崩れると、どちらかに大きな不利益が生じます。」という至極当然な経済活動についておっしゃっています。これは経済界として当たり前の話です。

「翻って、この環境を教育界に当てはめると」——ま、先生方が対象に9人おられるので、分かりやすく話をされたんだというふうに思います——「教育界に当てはめると、会社、顧客、商品、代金が何に当たるのかといえば、会社は学校、顧客は社会、商品は子供、代金は税金となります。それは国家の繁栄は教育がもたらすものであり、社会の役に立つ人材、つまり子供という商品の価値を高め、輩出するのが学校だからです。ですから学校や教師に税金が使われているのであり、決して保護者のためではなく、国家繁栄のために教育があることを肝に銘じてほしいと思います。」というのがお話の一部、ま、そのとおり読みましたが、もっともっと話はいろいろ多岐にわたっておりますが、そういった講話であります。

議員の質問だけを聞きますと、まるで牧田さんが子供を商品として扱って売り買いするような質問に聞こえますが、決してそうでは

なくて、経済人としては、企業としては商品というものを磨き上げる、質を上げていくということであり、当然ですが……。そして、より顧客の役に立つようにする、そういった行為が、経済界がやる経済行為であると思います。

同じように、教育においては「子供たち」が磨き上げる対象、質を上げていく対象であるということ、それを学校が、先生がやるんだということ、そういったレトリックでお話をされたんだというふうに思い、私はこの発言が別に不適切なものとは全く思いません。それから、教育基本法のどこにこの講話が反するののかということは、私は理解ができません。そういうことであります。

なので、私は引き続き、牧田さんには教育委員としてしっかりと役職を務めていただきたいと思います。

ちなみに、牧田さんは企業経営者であります、一方で、全国高等学校PTA連合会会長として、大変に幅広い視点で教育について、これまでも学んでこられましたし、また発言もしてこられました。また、本県の県立高校の在り方検討委員会の副委員長としても御活躍をいただいております。

人格はもとより、教育、学術、文化に関して識見を有する方であり、今大変に、VUCAと言われる不透明で変動する複雑な時代の中で、先生方は、また我々は教育について関わっているわけであり、ますけども、そんな中での教育課題について、経済界の第一線でかじ取りをしておられる経験から、本県の教育行政に関して有意義な御意見を頂いているところであります。引き続き、本県の教育行政の推進に御尽力いただきたいと思います。

大変長くなってしまいましたが、一部を切り取って切り取っての

発言で誤解を招いては困ると思うので、はっきりと説明をさせていただきました。

続きまして、旧統一教会との話でありますけども、被害者の救済というのは本当に大切なことだというふうに思っております。

先ほども申し上げたように、本県でも電話相談窓口を3か月にわたり開設をして様々な御相談に乗り、そしてそれを適切に、しかるべき方につなぎ、処理をしてきたところでございます。

もちろん、そのことについては今後も、国も被害者の救済については力を入れておられますが、本県としてもしっかりと関わってきたいと思っております。

私からは以上です。

○副議長（井上 学）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）再質問にお答えいたします。

液状化被害を受けた住宅に対して、個別の説明にぜひ県のほうからも参加してくれないかということでございました。

液状化被害に遭いますのは、市町村の方も初めてだと思いますけども、私たち県のほうも実はもちろん初めてという体験でございます。

これまで市町村の方々と共に、勉強会を通じまして、これまで被害を経験された熊本あるいは札幌の方々、そのほかにもいろんなところから、どんなふうに来てきたのかというようなお話、それから苦労した点はこういうところだったというお話を聞きながら、いろいろ対応に努めてまいりました。

そして、国のほうにもいろんな要望をさせていただいております。

て、新しい制度も順次つくっていただいたとっておりますし、交付税の措置も新たにさせていただけるということにもなったものだとっております。

そういうような制度を、周知、それから我々もどのようにして扱っていくかということに努めておりまして、それを今回のこの議会でも新たなものとして追加で提案をさせていただいておるところでございます。

実際にその制度を運用していく中で、課題が生じたり、うまく制度は回るかどうかと、そんなようなこともいろいろ御意見も頂いております。それについて、私らも、県庁の中はもちろんですけども、出先機関、それから市町村とも連携を図っていくというのはもちろん大事でありまして、そういうような取組をまさに始めつつある。これまでもしてきましたけども、そういうものを随時行っていこうということで、先ほどお答えを少しさせていただいたところであります。課題の共有に随時努めてまいりたいということでお話をさせていただきました。

さらに市町村からお話があれば、その中で説明会にぜひ来てほしいというお話があれば、そこについては可能な限り検討していきたいとっております。

私からは以上でございます。

○副議長（井上 学）火爪弘子議員。

〔32番火爪弘子議員登壇〕

○32番（火爪弘子）念のために申し上げておきたいと思っております。

教育委員の発言については、民間人を名指しして批判をしたとおっしゃいますが、私は、教育委員、公人になっていただいているの

で、あえて申し上げました。事は重大だと思っからであります。これからの新田県政における教育行政に大きな影響を与える方が、こういう発言では困ると。

私が読み上げた原稿は、新田知事が読み上げた文章と同じものをあえて全部読み原稿の中に入れて申し上げたので、一部を切り取ったものでは全くありません。私は、あの報告書を頂きました。それをきちんと正確に読み上げた。

知事は、「不適切だとは思わない、どこが教育基本法に反するのか分からない」とまで言われました。事は教育委員会の委員の方の問題ではないということが、改めてよく分かりました。

教育関係者は、この発言に大変強い怒りを感じておられます。今後皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っております。

再答弁を求めるのは、すみません、土木部長、お願いします。

土木部は、この間大変頑張っていたでいて、私が東蓮町で制度を説明して、「いや、それは公費解体でうちがなくなる対象にならない」と言われ、それをそのまま土木部に伝え、「申込み期限が3月だと、これ役に立たないよ」と伝えたら、その延長を、国に今一生懸命相談をしてくれています。大変柔軟な対応を取っていただいていると、大変評価をしています。

しかし、市はそういうわけにいかないわけですよ。自分がつくった制度でないで、それは県がつくった制度なので、「できません」とぴしゃりとやっているわけです。それで諦めて、ストレスがたまっているわけですよ。

だから、その場に一緒にいることによって、この制度の運用を拡大する。柔軟に、「じゃ、それも認めることにしましょうよ。それ

は国と掛け合ってみますよ」ということを、現場の説明の個別相談の場で言えるということが大事だと思うんですね。

関係市は今大変で、そこまでできないわけですよ。だから、市から言ってきたらやっとなでていくのではなくて、本当に役に立つ制度にするために、一緒に私たちも行きますから、説明会やりましょう、相談会やりましょう、そう言って県の制度が本当に困っている人たちのところに届くように発展をさせていくということ、初めての機会なんだから、ぜひやってほしいんですということをお願いしています。

すみません、再々答弁をお願いいたします。

○副議長（井上 学）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）お答えをいたしたいと思います。

地元の方が苦勞しておいでるところを心に留めていかなければならないと思っております。その上で、県のほうから一緒に行きましょうと言うよりは、やはり市のほうと共にとりつくりでございまして、市のほうが説明に行きたいので、ぜひ県に来てほしいというお誘いをいただければ、検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○副議長（井上 学）以上で火爪弘子議員の質問は終了いたしました。